

兵庫縣衛生課長地方技師 岡田良一

寄生蟲豫防に關する調査報告〔下卷〕

国立公衆衛生院附属図書館

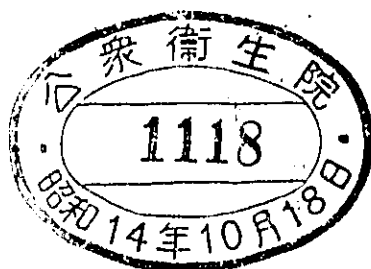


00032675

内務省衛生局

兵庫縣衛生課長地方技師 岡田良一

寄生蟲豫防に關する調査報告〔下卷〕



目次

第一節 内務省の寄生蟲調査

第一節 内務省の寄生蟲調査

第一項 農村保健衛生實地

一、總說

二、内務省の直接調査

三、各廳府縣の受命調査

第二項 各廳府縣の報告による寄生蟲検査成績

一、各廳府縣別寄生蟲檢查成績

二、土地の状況による検査成績

第二節 各廳府縣の寄生蟲検査成績

第一項 一般住民の寄生蟲検査成績

第二項 小學校兒童の寄生蟲検査成績

第三項 中等學校生徒の寄生蟲検査成績

第四項 海外渡航者の寄生蟲検査成績……

第三節 寄生蟲驅除藥品の品目及數量

第一項 各廳府縣

第二項 市町村、其他

第四節 寄生蟲驅除に關する經費調査

第一項 廳府縣豫防費決算額

第二項	市町村豫防費決算額	二六
第三項	廳府縣の市町村豫防費補助決算額	二〇
第五節	寄生蟲豫防に關する各法規	二三
第一項	府縣法規	二三
第二項	府縣寄生蟲豫防驅除獎勵及補助法規	二二
第三項	內務省式改良便所の普及狀況及其獎勵補助	二九
第四項	海外渡航者に關する寄生蟲法規、例規	一八

第十七章

本縣に於ける特別調査狀況

第一節 各部落寄生蟲調査及驅除狀況

一、總 說	三一
二、驅除前の検査	三一
三、第一回驅除後の検査成績	三八
四、一種及多種寄生蟲有卵者調査	二九
五、視野中の寄生蟲卵數調査	二四
六、生活程度に依り分ちたる寄生蟲検査成績	二六
七、職業別に依り分ちたる寄生蟲検査成績	二六
八、驅除藥品の效力調査	二〇
九、地勢に依り分ちたる寄生蟲検査成績	二四
一〇、氣象に依り分ちたる寄生蟲検査成績	二四
一一、耕地關係に依り分ちたる寄生蟲検査成績	二〇
一二、肥料關係に依り分ちたる寄生蟲検査成績	二五

第二節 各 部 落

第一項	有馬郡大澤村善入寄生蟲調査及驅除狀況	二五
別項	各府縣に於ける驅除の成績	三〇
第二項	美濃郡北谷村新田部落寄生蟲調査及驅除狀況	三三

第三項	加東郡市場村字上池尻部落寄生蟲調査及驅除狀況	三六
第四項	飾磨郡廣村小坂部落寄生蟲調査及驅除狀況	四〇
第五項	朝來郡竹田町久世田部落寄生蟲調査及驅除狀況	四四
第六項	津名郡安乎村古宮寄生蟲調査及驅除狀況	四八
第七項	多紀郡味間村東古佐部落寄生蟲調査及驅除狀況	五二

第三節 小學校兒童寄生蟲調査及驅除狀況

一、總 說	四八
二、驅除前の検査	四八
三、驅除後の成績	五一
四、一種及多種寄生蟲有卵者調査	五一
五、視野中の寄生蟲卵數の調査	五一
六、生活程度に依り分ちたる寄生蟲調査	五一
七、職業に依り分ちたる寄生蟲調査	五一
八、體格、體力、學業、勤怠の調査	五一
第一項 川邊郡中谷村中谷小學校寄生蟲調査及驅除狀況	五八
第二項 城崎郡國府村府中尋常高等小學校寄生蟲調査及驅除狀況	六六
第三項 加東郡瀧野小學校寄生蟲調査及驅除狀況	六八
第四項 赤穂郡坂越小學校寄生蟲調査及驅除狀況	六八
第五項 神戸市諏訪山小學校寄生蟲調査及驅除狀況	七二

第十八章 寄生蟲の豫防方法（結論）

第一節 緒 論

第二節 寄生蟲豫防方法具體案

第一項	糞便の處置	七六
第二項	尿尿處理所	七六
第三項	中間宿主撲滅法	七八

第四項	寄生蟲患者の驅蟲療法	七五
第五項	寄生蟲に關する知識の普及	七五
第六項	飲料水の衛生的施設に依る使用	七五
第七項	野菜洗滌場設置の急務	七五
第八項	寄生蟲豫防費に對する補助の必要	七五
第三節	本縣に設置せる改良便所(其一)	七五
第一項	設置經過	七五
一、第一改良便所設置部落		七五
二、第二改良便所設置部落		七五
第二項	改良便所内に於ける寄生蟲卵の運命	七五
一、本縣に設置せる改良便所(其二)		七五
第四節	寄生蟲豫防法の制定の必要	七五
第一項	理由	七五
第二項	私案	七五
第五節	雜感	七六
感謝ノ辭		七六

目次終

寄生蟲豫防に關する調査報告〔下卷〕

第十六章 本邦に於ける寄生蟲豫防施設

第一節 内務省の寄生蟲調査

第一項 農村保健衛生實地調査
一總説

大正五年六月二十七日内務省に保健衛生調査會が設置されてから特に農村保健衛生の改善に資する爲大正七年七月九日同會聯合主査會の決議に基いて内務省は直接農村衛生狀態の實地調査を施行することとなり大正七年九月靜岡縣周智郡宇刈村の實地調査を嚆矢として引續き大正十一年迄に内務省が直接に調査したのが九ヶ村であつたが更に大正十一年以降は地方廳をして同一標準同一調査方法に依つて各地方農村に就いて同様の調査を施行させ昭和三年末迄に地方廳の行つた調査農村數は實に百三十四ヶ村に及んだのであつて斯様に組織的に且つ秩序を立て、衛生上の事項に關して殆んど汎く全國に亘つて調査したことは餘り類例のないことで従つて其の成績も權威あるものであるから茲に其の調査事項中の寄生蟲の特に感染率に關するものゝ大體を記載することゝしたのである。

即ち内務省調査七ヶ村、地方廳調査七十八ヶ村計八十五ヶ村の農村住民の總検査人員は十五萬二千〇九十四名で其の糞便検査に依る成績を百分比で示すときは無卵者は二一、七九有卵者は七八、二一で之を各寄生蟲有卵者別にすれば蛔蟲の六七、三一を筆頭に鞭蟲三九、九四十二指腸蟲二一、三二東洋毛線蟲二、五二横川吸蟲〇、九五肝「デストマ」〇、四三蟯蟲〇、二四肺「デストマ」〇、〇九日本住血吸蟲〇、〇五縲蟲〇、〇三那々縲蟲〇、〇一で其の他ヒメノレビス、デミヌーク四名、肥大吸蟲二名、篋形吸蟲、ステルコラーリス、ヘテロヒーエス及黃點縲蟲各一名であるが肝「デストマ」卵の様なものは數回の糞便検査を續行反覆して精密に調査したならより以上の陽性成績を得たであらう同様肺「デストマ」卵も偶々喀痰の嚥下されて糞便中に現はれたものを證明したので過ぎないのであるから更に喀痰の検査を行つたなら尙一層陽性率が上昇したであらう又日本住血吸蟲は現今では地方的に限らるゝ疾病であるから此の率が本邦全農村の率とは認め難いのは勿論である。

農村住民の寄生蟲感染率を性別、年齢別に分つて觀察すれば次表の通りである。

性別及年齢別寄生蟲有卵者百分比

性 別		年 齡 別		性 別		年 齡 別		性 別		年 齡 別		性 別	
年 齡 別	性 別	男	女	年 齡 別	性 別	男	女	年 齡 別	性 別	男	女	年 齡 別	性 別
一 一													

以上の表を通過するに先づ五歳未満の児童では男女間に著しい相違もない其の平均有卵率は男児五五・九四%女児五八・四一%で各歳別に見るときは一歳未満の乳児は寄生率最も低く年齢が長するに従つて次第に寄生率が遞増し四歳から五歳迄の児童が最も高く百名中約八十名の有卵者を見るのであるとして五歳以上六十五歳迄の五年階級に分つた年齢別寄生率は各級殆んど同率で唯だ五歳から十歳までが最も高く且つ女が大體各年齢級とも二分又は三分方男よりも多いのであるとして六十五歳以上の者は稍前記の年齢者よりも低く九十歳以上の者は著しく低いのである。要するに農村住民の寄生率は壯年者が最も高く六十五歳以上の高年者は低く幼児は更に低く即生産年齢の者では男女ともに殆んど同率八〇%内外で女が大體に稍高いのである。

二、内務省の直接調査

内務省が静岡縣宇刈村外六ヶ村の住民一萬三千七百六十一名に就いて直接實施した農村保健衛生實地調査の成績の内寄生蟲の村別、性別及年齢別、性別検査成績は別表の一及二の通りで無卵者は一三・二%有卵者は八六・七%であるが之を各種寄生蟲の寄生率の順位に列べると第一位は蛔蟲の七〇・一%第二位は鞭蟲の五六・九%第三位は十二指腸の二八・六%第四位は東洋毛線蟲の二・九%第五位は横川吸蟲の〇・八%第六位は肝臟チストマの〇・六%第七位は肺チストマの〇・三%第八位は蟯蟲の〇・〇五%第九位は那々線蟲の〇・〇一%第十位は黄點線蟲の〇・〇〇七%である。別表の一は村別及男女別に検査の成績を統計したもので本表中村別表としても又男女別としても愛媛縣の清水村が有卵率最も高く男女、同率で九六・五%であるが是は蛔蟲が九一%強、鞭蟲が八二%強で兩蟲の寄生率も俱に本表中最高であるからである。従つて十二指腸蟲の寄生率は本村が七ヶ村中最低の男女平均約一二%で又珍らしい黄點線蟲も一名発見されたのである。第二位は奈良縣の筒井村で有卵率が男女共に五%強で本村も又蛔蟲及鞭蟲が何れも約八〇%で本表中第二位である。従つて十二指腸蟲も最低から第二位である第三位は静岡縣の宇刈村で有卵率が男女平均八九%で最低から第三位、鞭蟲は男女平均三九%で同様最低から第二位であるが反之十二指腸蟲は男女平均五三%で七ヶ村中の最高寄生率である。又山口縣の平川村は有卵率が男女平均七四%で最低の第七位であるから蛔蟲も鞭蟲も俱に寄生率最低なるが十二指腸蟲は男女平均三七%で第二位である。別表の二は年齢別及男女別に検査の成績を統計したものであるが今之を各欄に就いて説明して見よう。

一、有 卵 者
有卵率は一歳—五歳級が最も低率で五九%であるが六歳—一〇歳級になると一躍平均八九%臺となりそれより逐次に高率となり一六歳—二〇歳級男女は平均九一・五%となつて最高率を示し二一歳から五五歳迄は多少の高低はあるけれども大した差異がなく平均九〇%内外を上下し五六歳から八〇歳迄は平均八八%内外で漸次低率となり八一歳以上は著しく低く平均八三%臺となれるが猶ほ一歳—五歳級より遙かに高率なのである又男女別としては殆んど差異がなく女が僅かに千人に付て三人程多いのである。
二、蛔 蟲 有 卵 者
蛔蟲有卵率の年齢別では矢張り一歳—五歳級が最も低く平均五四%で六歳—一〇歳級になると俄然平均七九%臺となり一歳—十五歳級で最高率平均八〇%に達し一六歳—二〇歳級は平均七七%臺で第二位を示し二一歳から三〇歳迄は平均七二%臺で三一歳からは漸次低率となるも尚ほ平均六〇%以上の寄生率を保つて居るが八一歳以上になると六〇%臺を割る様になる又男女別としては六歳—一〇歳及八一歳以上の兩級でのみ男の方が女より高率で他の各年級では總て女の方が高率で蛔蟲有卵者の男女別としては二・七%女の方が高率なのである。
三、十二指腸蟲有卵者
十二指腸蟲有卵者も一歳—五歳級は平均四%で頗る低率なるが六歳—一〇歳級は平均一五%臺となり一歳—一五歳級は平均二〇%臺となり一六歳—二〇歳級は平均三一%臺となり二一歳—二五歳級は平均三八%臺となり二六歳から六〇歳迄は四〇%内外となつて最高率を示し六一歳以上は幾分低率となつて三八%内外となつて居る要するに蛔蟲有卵者は既に少年期で最高寄生率に達し十二指腸蟲有卵者は幼年期から逐次に増加して壯年期になつて始めて最高寄生率に達し老年期になつては蛔蟲も十二指腸蟲も俱に寄生率が低減するのである。又男女別としては蛔蟲が上記の様に二年級でのみ男が女より寄生率が高かつただけであるのに十二指腸蟲では之と正反對に六歳—一〇歳—一五歳及二一歳—二五歳の三年級でのみ女より男の方が寄生率が低くだけで他の年級は總て男が高いのであつて男女別としては一・一%男の方が高率なのである。
四、横川吸蟲有卵者
横川吸蟲有卵者は百十四名で検査人員に對する百分比は〇・八で千人中僅かに八名の有卵者があるに過ぎないのであるから年齢別男女としては

掴み處がない様にも思はれるのであるが本表に現はれた處に依ると年齢別として一歳—五歳級には寄生率が極めて低いことは認めらるゝも其の他の年級で全く不同である併し男女別としては各年級とも概して男が高率で男女計では男の寄生率が女より倍数以上である即ち女は〇・五%であるのに男は一・一%である。

五、鞭蟲有卵者

鞭蟲有卵者の一歳—五歳級は平均寄生率二七%で著しく低くいのであるが六歳から二五歳迄は平均六〇%前後で二六歳から五〇歳迄は平均六二—三%で最も高率を示し五一歳から八〇歳迄は幾分低減して六〇%以内となり八〇歳以上は再び著しく低率となり平均約五〇%であるそして男女別としては極めて不規律で或年級では男が高率で或年級では女が高率で掴み處はなく男女計としては男五七・〇%女は五六・八%男女略ぼ匹敵して居るのである。

六、其の他の有卵者

其の他の有卵では蟯蟲七名〇・〇五％肺ヂストマ三六名〇・三％、肝ヂストマ九〇名〇・七％那々縱蟲二名黃點一名の少數であるから年齢別として取り立てゝ言ふべき程のこともないが男女別としては那々縱蟲の女のみ二名黃點縱蟲の男のみ一名を除けば蟯蟲も肺及肝ヂストマも共に男の方に有卵者が多いのである。

別表ノ一

[illegible]

國立中央圖書館藏

別表ノ二

[illegible]

體性別及年齡別寄生蟲檢査成績

(內務省直接施行)

[illegible]

(各府縣施行)

111010

[illegible][illegible][illegible]

第二項 各廳府縣の報告に依る成績

一、各廳府縣別寄生蟲檢查成績

大正十二年七月二十八日附衛發第四〇八號で衛生局長から各地方長官宛人體寄生蟲病及「マラリア」の調査豫防並驅除成績報告の件と題した依命通牒が發せられて居るのであるが、此の通牒に基いて各廳府縣は寄生蟲の検査驅除を行つた都度所定事項を報告して居るのであるそして内務省では之に依つて毎年其の成績を統計して地方衛生技術官會議の際配布して居るのであるが、其の大正十一年から昭和四年迄の八ヶ年間の成績は別表の通りで、検査人員の總計二百八十八萬四千九百四十七名で可成り膨大な數字ではあるが、検査方法は集卵法に依つたものや或は塗抹標本に依つたものもあるであらうし、成績報告も必ずしも全部完了後報告するものでもないから多少重複を免れぬのもあらうし、又調査地も市街地若くは農村等區々に亘つて居るであらう然し、兎にも角にも數字の上では「レコード」であつて其の内最も多數の検査を施行したのは新潟縣の四十四萬五千〇九十名第二位は宮城縣の三十六萬〇六百五十三名、第三位は鹿児島縣の十九萬四千六百九十九名、第四位は香川縣の十七萬三千九百七十四名、第

五位は島根縣の十五萬三千三百七十四名、第六位は岐阜縣の十萬七千五百二十一、第七位は大阪府の十萬七千〇九十一名で其の他は何れも十萬以下であるが各府縣とも何れも斯様に多數の府縣住民に對し寄生蟲の検査驅除を熱心に實施して居ると云ふことは寔に慶賀敬服に堪へない次第である、以下順次に別表各欄に就て概略を記述して見たいと思ふのであるが、本表が大體に於て農村保健衛生實地調査の成績に比べて寄生蟲の低いのは調査が必ずしも農村ばかりでない爲と認めらるるのである。

1、寄生蟲卵保有者數

寄生蟲の感染率に就て昭和二年から同四年迄の三ヶ年の間で最も高率であつたのは昭和三年の山梨縣の検査人員九千四百〇五人に對する有卵率九七・三七％で殆んど町村の全住民が何等かの寄生蟲有卵者である。又最も低率なのは昭和四年の山口縣の検査人員五千六百六十八人に對する有卵率三一・〇七％である。尤も昭和二年茨城縣の九十四名に對する一九・六七％昭和四年北海道の千三百三十九名に對する二四・〇五％強、福井縣の三百七十八名に對する二二・八〇％等があるけれども検査人員が少數であるから態と除外したのである。次に八ヶ年平均の感染率で最高は上記同様に山梨縣の九五・〇九％、第二位は徳島縣の九〇・六四％、第三位は奈良縣の九〇・五七％、第四位以下は何れも八〇％強で八九％強が長崎、愛媛及福岡の三縣、八六％強が富山、岡山の二縣、八五％強が滋賀、沖繩の二縣、八三％強が熊本縣、八一％強が鹿児島縣、八〇％強が佐賀縣等で最低は矢張り山口縣の三二・一五％である。そして全國平均は六九・八七％であるが前項の農村保健衛生實地調査に依る有卵者實數全國平均率七八・二二％に比べて遙かに低位である。

二、蛔蟲卵保有者

蛔蟲有卵者の八ヶ年平均の最高率は有卵者實數と同様に山梨縣の八三・六五％が第一位で以下第十位迄の順位は左の通りである。

順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比
一	山梨	八三・六五	四	徳島	七九・九七	七	福岡	七三・三三
二	奈良	八二・二一	五	山形	七四・三一	八	鹿児島	七三・一二
三	長崎	八〇・五一	六	滋賀	七三・七三	九	沖繩	七二・六三
						十	福井	六九・五九

上記以外の各府縣は六八・九一（青森縣）乃至二七・〇一（山口縣）で最低の山口縣は有卵者實數でも最低位に在るのである。そして全國平均の蛔蟲有卵率は五七・一五％であるから農村保健衛生實地調査の全國平均蛔蟲有卵率六七・三二％に比べて遙かに低位に在るのである。

三、十二指腸蟲卵保有者

十二指腸蟲有卵者の八ヶ年平均の最高有卵率は案外にも福岡縣が第一位で五〇％の有卵率を示し有名な埼玉縣は四三・一〇％で第二位に在る。併し検査人員は埼玉の四十四萬五千餘名に對し福岡縣は約一割の四萬〇百〇六名に過ぎないのであるから必ずしも之が正確な率とは斷定し難いのであるのは勿論であるが、隣接の佐賀縣が四二・二八％で第三位である處から見れば該地方も全國屈指の十二指腸蟲の濃厚な蔓延地帯であることが首肯されるのである。第四位は沖繩縣の三九・一九％、第五位は新潟縣の三八・一三％、第六位は愛媛縣の三一・九四％、第七位は長崎縣の二六・四七％

％、第八位は山梨縣の二六・三一％、第九位は熊本縣の二五・二九％、第十位は岡山縣の二三・八四％等で最も低率なのは北海道の〇・〇二％で次は福島縣の〇・一五％である。そして全國平均の十二指腸蟲有卵率は二七・一七％であるから農村保健衛生實地調査成績の二二・三二％と比べるときは之も頗る低率なのである。

四、鞭蟲卵保有者

鞭蟲有卵者の八ヶ年平均の最高有卵率は愛媛縣の八七・四七％、最低有卵率は岐阜縣の二・四八％で府縣別にすると人體寄生蟲中最も有卵率の高いのがあつて其の點では蛔蟲と似て居るが蛔蟲の最高率が八三・六五％最低率が二七・〇一％なのに比べると其の率差が著しく大きく従つて全國平均率は二二・八一％で蛔蟲の全國平均率五七・一五％よりずっと低いのである今第十位迄を順序に列べると次の通りである。

順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比
一	愛媛	八七・四七	四	滋賀	六四・〇七	七	福島	六一・九二
二	山梨	七六・〇一	五	奈良	六二・六六	八	石川	五七・一七
三	富山	六七・五〇	六	山形	六二・五五	九	徳島	五五・五七
						十	岡山	五二・五六

五、東洋毛線蟲卵保有者

東洋毛線蟲有卵者の八ヶ年平均の最高率は新潟縣の一五・五〇％で第二位の山形縣の一・一五％と共に全國で群を抜いて居るのである。反之奈良縣は五萬三千九百五十三名、福島縣は一萬二千四百八十七名、和歌山縣は二萬五千七百九十三名を検査したのであつたが一名の東洋毛線蟲有卵者をも發見しなかつたのである。全國平均率は一・二九％で農村保健衛生實地調査の全平均率二・五二％に比べると殆んど半分に過ぎないのである。左に第十位迄を順序に比べて見やう。

順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比
一	新潟	一五・五〇	四	靜岡	三・〇九	七	島根	二・六四
二	山形	一一・一五	五	福岡	三・〇二	八	千葉	二・六〇
三	磐城	四・二四	六	京都	二・七三	九	茨城	二・一四
						十	鳥取	二・〇七

六、蟯蟲卵保有者

蟯蟲卵は其の特質上糞便検査で有卵者を發見することは困難であるから各府縣とも有卵率は極めて低く殆んど全國的に蔓延して居つて、唯だ岩手縣が八千七百七十九名、富山縣が一萬八千五百五十名を検査したが一名の有卵者をも發見しなかつたのである。然るに蟯蟲有卵者の八ヶ年平均の全國平均率は〇・三九％で農村保健衛生實地調査の〇・二四％に比べると前掲の他の有卵者の總てが低率であつたのと異つて却つて高率なのは注意を要する。

七、肺臓デストマ卵保有者

肺臓デストマ卵も其の特質上糞便検査で有卵者を発見することは蟻蟲同様困難であるから有卵率も極めて低く、いばかりでなく発見した府縣も極く少数で東京、兵庫、長崎、静岡、岡山、徳島、愛媛、福岡、大分、熊本及沖縄の十二府縣で八ヶ年の平均有卵率は〇・〇四％だから農村保健衛生實地調査の〇・〇九％より遙かに低率である。

八、蟻蟲卵保有者

蟻蟲の有卵率は肺臓デストマと同様極めて低率であるが発見府縣は遙に多く肺臓デストマの十二府縣に比し三十五府縣に及んで居るのである八ヶ年の全國平均率は〇・〇三％で農村保健衛生實地調査と全く同率である。

九、肝臓デストマ卵保有者

肝臓デストマ有卵者は肺臓デストマ有卵者に比べると遙かに高率で其の発見府縣數も三十二府縣に達して居るのであるが就中岡山縣の有卵率六・一七％は特に目立って見える、今第十位迄を列べて見れば左表の通りであるが八ヶ年平均の全國有卵率は〇・四〇％で肺臓デストマの有卵率の十倍、蟻蟲有卵率と略ぼ同率であつて農村保健衛生實地調査の有卵率〇・四三％とも亦殆んど軒輊がないのである。

順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比
一	岡山	六・一七	四	埼玉	一・二五	七	富山	〇・七二
二	愛知	三・六八	五	三重	一・一四	八	徳島	〇・六一
三	滋賀	一・五六	六	千葉	一・〇八	九	群馬	〇・三九

一〇、日本住血吸蟲卵保有者

日本住血吸蟲卵は発見府縣數極めて少く之を有卵百分率の順位に列べて見れば山梨縣六・七九、静岡縣三・九八、福岡縣一・五八、千葉縣〇・二三、廣島縣〇・二二、等で其の他の熊本、鳥取、岡山の三縣に一、二名宛の有卵者を発見したのであつて八ヶ年の全國有卵率は〇・一五％で農村保健衛生實地調査の有卵率〇・〇五％の三倍である。

一一、横川氏メタゴニムス卵保有者

横川氏メタゴニムス卵の発見府縣數は三十一であるから殆んど全国的に蔓延して居るものと見て差支へないのであるが就中四國、九州地方に濃厚である。其の八ヶ年の全國有卵率は〇・三五％で蟻蟲及肝臓デストマ卵の有卵率と略ぼ同様であつて農村保健衛生實地調査の有卵率〇・九五％の約三分の一である左に第十位迄を順位に列べて見やう。

順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比	順位	府縣名	百分比
一	愛媛	五・一九	四	佐賀	三・六一	七	岡山	三・一八
二	大分	三・九九	五	滋賀	三・四三	八	富山	二・一一
三	徳島	三・九三	六	熊本	三・三六	九	福岡	一・二二

一二、其の他の寄生蟲卵保有者

其の他の寄生蟲有卵者の八ヶ年の検査成績は「ヘテロフィエス、ノーセンス」有卵者が警視廳、長崎、長野、岡山、廣島、福岡及大分の一廳五縣で三百八十二名「ストロンギロイデス、ステルコラーリス」有卵者が警視廳、長崎縣、高知縣及福岡縣の一廳三縣で四十九名、「ラブディチス」有卵者が福岡縣にだけで二名、槍形吸蟲有卵者は長崎及長野の二縣で十名、「ヒメノレビス、デイミヌータ」有卵者が警視廳、長崎、埼玉、福岡及佐賀の一廳四縣で四十三名小絛蟲有卵者が警視廳、大阪、長崎、新潟、埼玉、富山及鳥取の一廳一府五縣で八十九名を発見したのである。之に依つて見れば警視廳即東京府及長崎縣は特殊寄生蟲に富むものと認められるのである。

一三、人體寄生蟲驅除人員數

大正十一年から昭和四年までの八ヶ年間の各府縣の驅除人員數では北海道の百二十五萬八千〇六十九名が最多數であるが同期間の検査人員が僅かに三萬八千三百五十七名に過ぎない處より見れば北海道では原則として蟲卵検査を省略して單に驅除だけを實施して居るやうに思はれる。又大阪府も百十四萬〇七十一名を驅除して居るのに検査人員十萬七千〇九十一名では亦北海道と同様と思はれる。反之埼玉縣は四十四萬五千〇九十名を検査して居るのに同期間の驅除人員は僅かに十九萬二千七百十八名に過ぎないのであるから全く反對の方針の様に思はる其れは兎も角八ヶ年の全國の驅除人員は四百八十三萬千八百八十五名で一ヶ年に平均六十萬三千八百九十八名宛を驅除して居る譯である。

一四、土地の状況に依る寄生蟲検査成績

各府縣から内務省へ報告した寄生蟲検査成績の内大正十三年から昭和三年迄五ヶ年の成績を衛生局で調査地の状況に分つて寄生蟲有卵者を分類したのが別表である。即ち調査箇所千八百〇五ヶ所、検査人員二百五萬〇七百三十二人を居住地の状況に従つて市街地、農耕地又は田園地(何れも農村)山間地(山村)、及海岸地並島嶼の四區に分つて更に之を大人と小學兒童に區別したる上各種有卵者及四種(蛔蟲、十二指腸蟲、東洋毛樣蟲、鞭蟲)有卵者に分類したのであるが農村の十二指腸關係だけは尙一層細密に水田地、畑地及桑園並菜園の三區に分けたのであつて其の成績を縦及横に寄生率の高低順位に列べると左表の通りである。

[illegible]

自大正十一年至昭和四年
人體寄生蟲卵保有者調査表
（昭和四年五月內務省衛生局）

[illegible]

歌

分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手島城野阜賀梨岡知重良木城

[illegible]

第
二
表

佐	賀	本	崎	島	繩	計
三、七〇〇	一、二九〇	一八、三五五	三一	五、一〇〇	六〇、九四〇	一、二五七、三七三
三、四九九	二、八九六	二、四〇〇	一九、九二八	三、六六七	五〇、三四三	
二、五五六	一、四八一	一七、六〇〇	四、二六九	四、一五三	一、二五七	
八、〇五九	七、三六二	九〇、四四七	七、三六二	一九四、六九八	二三八四、九四七	
八、八六七	七、三六二	七、三六二	一三、八二二	一、二五七		
合						

至自昭大正十一年
昭利四年
人體寄生蟲卵保有者調査表
其ノ二
(昭利四年五月
務省衛生局)

寄 生 蟲 卵 保 有 者 數 及 被 檢 査 人 員 二 對 ス ル 百 分 比		昭 和 三 年		昭 和 四 年		計	
自 大 正 十 一 年	至 昭 和 元 年	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比
八、〇四	五、〇六	八、〇七	二、四三〇	一、三九元	二、四〇五	一五、二四一	五三、七五
三、七〇	九、三元	六、五二	七、五〇四	二、六八八	六、八二	二五、〇八八	六八、九三
四、九五	七、七	一、	一、	一、	一、	四三、九〇九	七四、六
一七、二六	五、〇九	四〇、九	三、一〇	二、六三	八、六〇	八、三三	六、六
一、三六	四、七八	四〇、九	五、九一二	四、四三	四、六三	一一、七四六	三三、六
三、〇一八	一、四〇九	八三、三〇	九、九六〇	五、五二〇	六、六三	三三、五七	一、七四六
一五、二四三	六、〇八	八四、六八	九、九六〇	七、八八	七、六三	三三、五七	七、七
一三、一五四	一五、一五	八三、五三	二〇、五七	二、七五七	八、四七六	六〇、一八	八、九
一八、二五九	六、六八	八二、二六	七、五九二	一四、五九六	七、七六	四九、六二	七、七
二、七五	八、三三	五、六三	八、一五三	一七、八七四	七、五	三、三	六、九
三、七五	二、一七	一、八五九	七、三三	九、八五	五、三	一、七	六、六
四、一〇一	八、一四	四、七〇	五、六三	三、六八	三、〇七	四、九二	四、九
六、二五	九、四	四、五	六、〇九	二、三	四、一三	四、八三	六、六
九、二九八	三、四七	六、五八	一〇、〇八	六、九六	六、〇〇	四、七七	六、五

[illegible]

第四表

合 計	沖 縄
生 産 額	六、四四五
生 産 額	七、三六九
生 産 額	五、九八五
生 産 額	五、〇〇〇
生 産 額	二、九四四
生 産 額	七、九三二
生 産 額	六、三三三
生 産 額	五、二〇八
生 産 額	一〇、〇三三
生 産 額	七、二五五

自大正十一年至昭和四年 十二指腸蟲卵保有者調査表 (其ノ四) (昭和四年五月 内務省衛生局)

府 縣	自大正十一年至昭和四年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		計
	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	
北 海 道	八、九三〇	〇・〇九	二、八三〇	〇・〇三	三、八六八	三・四四	一、八六八	一・〇一	〇・〇三
東 京 府	九、四四三	一・五四	二、〇四四	二・四四	三、〇四四	三・四四	三、〇四四	一・〇一	一・〇一
京 都 府	五、五八八	一・一九	五、〇四四	五・四四	五、〇四四	五・四四	五、〇四四	一・〇一	一・〇一
神 奈 川 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
兵 庫 縣	六、一三三	一・〇三	二、一八八	二・四四	二、一八八	二・四四	二、一八八	一・〇一	一・〇一
新 潟 縣	六、一三三	一・〇三	二、一八八	二・四四	二、一八八	二・四四	二、一八八	一・〇一	一・〇一
埼 玉 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
千 葉 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
茨 城 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
栃 木 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
愛 知 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
靜 岡 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
山 梨 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
滋 賀 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一

第五表

府 縣	自大正十一年至昭和四年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		計
	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	實 數	百 分 比	
北 海 道	八、九三〇	〇・〇九	二、八三〇	〇・〇三	三、八六八	三・四四	一、八六八	一・〇一	〇・〇三
東 京 府	九、四四三	一・五四	二、〇四四	二・四四	三、〇四四	三・四四	三、〇四四	一・〇一	一・〇一
京 都 府	五、五八八	一・一九	五、〇四四	五・四四	五、〇四四	五・四四	五、〇四四	一・〇一	一・〇一
神 奈 川 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
兵 庫 縣	六、一三三	一・〇三	二、一八八	二・四四	二、一八八	二・四四	二、一八八	一・〇一	一・〇一
新 潟 縣	六、一三三	一・〇三	二、一八八	二・四四	二、一八八	二・四四	二、一八八	一・〇一	一・〇一
埼 玉 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
千 葉 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
茨 城 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
栃 木 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
愛 知 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
靜 岡 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
山 梨 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一
滋 賀 縣	一、一八八	〇・二五	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・四四	一、一八八	一・〇一	一・〇一

[illegible][illegible]

自大正十一年
至昭和四年
人體寄生蟲
卵保有者調
査表
其ノ五

（內昭
務和
省四
衛年
生五
局月）

昭
和
四
年
五
月

合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	鳥	島	富	石	福	秋	山
計	經	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形
五	五					三				二			二	元		四	五	七	三	五		
二	九					三				二							一	三	九	六		
一	七	八		一		三			三	三							八	四	六			
九		三		二									三			一	六	三	三			
八	五	八	三	三		七			三	三	三		二	三		六	一	三	八	〇		
〇	〇	〇	〇	〇		〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
一	四	七	八	三	〇	〇	〇	〇	二	五	七		五	三	七	三	三	二		一	六	
八						六			七	五	四									七		
三						五			四	四										四		
五									二	四	三						一	三		七		
七									八	〇	〇		一	二	四	〇	三	一		四	〇	
二						六	〇	〇	〇	〇	〇		一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
三						一			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
八						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
六						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
三						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
四						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
二						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
九						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
五						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
七						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
二						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
三						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
八						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
六						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
三						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
四						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
二						〇			〇	〇	〇		〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
九																						

[illegible]

[illegible][illegible]